

令和 8 年 9 月定例会

議 案 説 明 資 料 予算に関する説明書

(令和 8 年度 9 月補正予算等関係)

危 機 管 理 部

令和 8 年 9 月 定例会 議案 説明資料 目次

危 機 管 理 部

【予算関係以外】

(報告事項)

報告番号	件名	課名等	頁
第 3 号	議会の委任による専決処分の報告について	消 防 防 災 課	3
	(1 0) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和 8 年 8 月 1 2 日 専決)		

件名	議会の委任による専決処分の報告について (10) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和8年8月12日専決)
提出理由及び概要	1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67条）第180条第1項の規定により、令和8年8月12日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。 2 概要 (1) 和解の相手方 米子市 個人 (2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金423,632円を支払うものとする。 (3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 令和8年6月12日 午前9時25分頃 イ 事故発生場所 米子市二本木地内 ウ 事故の状況 消防学校の職員が、公務のため普通特種自動車（救急車）を運転中、駐車場で駐車枠に駐車しようとして後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、駐車していた和解の相手方使用の小型乗用自動車に衝突し、同車両が破損したものである。 <参考> 損害賠償金423,632円 うち、保険支払額393,632円、県費支出額30,000円（うち、保険契約による免責額30,000円）